業務委託仕様書

1 業務名称

若者・子育て当事者等意見聴取事業業務

2 委託業務の目的

子育て支援・少子化対策に関する新たな基本計画を策定するにあたり、若者・子育て当事者等の意見を当該計画に反映させることを目的に、若者・子育て当事者等を対象としたワークショップ及び座談会を開催し、意見聴取を行うもの

3 委託期間

契約日から令和6年12月27日まで

4 委託内容

ワークショップ及び座談会の概要

開催時期:令和6年11月中旬頃

場 所:富山市内(予定)

※プロポーザルでの提案内容を基に、委託者と協議を行い、

決定する。

対 象 者:富山県内に在住する

①大学生、②若手(主に20代前半まで)の就業者、

③子育て当事者

実施回数:全3回(ワークショップ2回、座談会1回)

当日のプログラム構成(想定)及び参加者数:

| 対象者 | プログラム (2時間程度) | 参加者数 |
|-------------------------|----------------------------|--------|
| ① 大学生 | 1 挨拶 2 アイスフ・レイク 3 ワークショップ | 20 名程度 |
| ② 若手(主に20代前半 まで)の就業者 | 1 挨拶 2 アイスフ゛レイク 3 ワークショッフ゜ | 20 名程度 |
| ③ 子育て当事者 | 1 挨拶 2 アイスブレイク 3 座談会 | 10 名程度 |

※ワークショップ及び座談会のテーマは富山県が設定

(1)企画制作業務

- ・ワークショップ及び座談会(以下「ワークショップ等」という。)全体の企画 立案及び企画書の作成
 - ※1 ワークショップ(対象者:①大学生、②若手(主に20代前半まで)の就業者)では、グラフィックレコーディング(絵や図形などのグラフィックを用いてワークショップで出た意見等をリアルタイムにまとめること)を活用すること。
 - ※2 座談会(対象者:③子育て当事者)は、子育て支援活動を行うサー

クルや団体と連携する等、工夫すること。

- ・アイスブレイクやワークショップ等のコーディネーター(各回1名)の選定・ 交渉
 - ※1 参加者が興味・関心を持つようなアイスブレイクやワークショップ 等、それに相応しいコーディネーターを企画・提案すること。
 - ※2 コーディネーターとグラフィックレコーディングを行う者は、兼務 を可とする。
- ・ワークショップ等の参加者募集
- (2) ワークショップ等運営管理業務
 - ・進行(進行要領等作成を含む)、会場の設営、全体運営・案内、撤去
 - ・ 当日の記録 (参加人数、写真、講演録等)
- (3) ワークショップ等での参加者意見の取りまとめ
 - ・参加者の主な意見を取りまとめ、記録すること
- (4) 広報・周知及び参加者とりまとめ
 - ・各種媒体等を活用した広報・周知等、効果的な広報媒体や周知方法等(情報誌、SNSなど)による効果的な広報の実施
 - チラシ、SNS等の活用による参加者受付、とりまとめ
 - ・チラシ等の作成、配布 (詳細は以下のとおり)
 - I チラシの作成
 - ア レイアウト・デザイン
 - イ 写真、イラストの収集、作成
 - ウ 印刷、製本(校正2回以上、色校正1回以上)
 - Ⅱ チラシの規格等
 - ア サイズ A4カラー・タテ (両面)
 - イ 作成部数 3,000部
 - Ⅲ 納期等

納 期 令和6年10月中旬

納品先 富山県知事政策局 少子化対策・働き方改革推進課 納品物 Ⅱの印刷チラシ及びPDF データ

- (5) 参加者アンケートの実施及びとりまとめ
 - アンケート内容は事前に県と協議のうえ決定すること
- (6) その他
 - ・出演者等への謝金、旅費、会場使用料、諸経費等の支払に関すること
 - ・ワークショップ等運営マニュアルの作成、会場との連絡・調整
 - ・その他、ワークショップ等の開催に必要な事項(県との打合せを含む)

5 その他

(1) この事業は、国の補助金を活用した事業であり、会計検査の対象となること から、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保 管すること。

- (2) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- (3)成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、県が保有するものとする。
- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変 その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得 ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富 山県少子化対策・働き方改革推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山 県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、 その都度、県と協議すること。
- (5)特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を 確認し、修正を行うこと。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合やこの仕様書に定めのない事項 については、受託者と富山県少子化対策・働き方改革推進課が必要に応じて 協議のうえ決定するものとする。